

第七十八号議案

江戸川区災害対策本部条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十四年九月二十五日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区災害対策本部条例の一部を改正する条例

江戸川区災害対策本部条例（昭和三十八年七月江戸川区条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十三条第七項」を「第二十三条の二第八項」に、「江戸川区災害対策本部」を「江戸川区災害対策本部」に改める。

第二条第一項中「および」を「及び」に、「おく」を「置く」に改め、同条第二項中「副本部長」を「災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）」に、「おく」を「置く」に改め、同条第三項中「および」を「及び」に改め、「職員」の下に「について」を加える。

第三条第二項中「災害対策副本部長」を「副本部長」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の改正等に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。